

長野県子どもを性被害から守るための条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(罰則) 第19条 第17条第1項の規定に違反した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 2、3 (略)	(罰則) 第19条 第17条第1項の規定に違反した者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 2、3 (略)